



2-105号 (通巻 284号) 2020. 3. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

## 原子力規制委員会の女川2号機「合格」に抗議する！

### — 県民投票条例否決を乗越え、県民運動の創出を！ —

2月26日、原子力規制委員会は女川原発2号機が新規基準に適合していると認める「審査書」を決定した。正式に「合格」したことになる。私たちは、この決定に怒りをもって抗議する。更田豊志委員長は「被災の影響は確認した上で新基準を満たしていると判断した」といっているが、979件ものパブコメでも示されているように、被災原発である女川原発には多くの問題を抱えている。以前、規制委員長自らが「安全とは申し上げていない」といったように、審査書案の決定が、原発の安全を保証するものでは決していない。

3月2日には資源エネルギー庁長官が村井知事を訪れ「地元同意」を要請した。今後、審査は「工事計画」、「保安規定」の認可の審査に入る一方、「地元同意」が焦点となる。今でも多くの県民が再稼働に反対している世論を、いかに宮城県・女川町・石巻市の首長の「再稼働不同意」につなげていくのかが問われている。私達は様々な手段で再稼働への動きを止める闘いを繰り広げていこう。

#### ○「パブコメ」に対して、納得の「回答」にはなっていない！

規制委員会は、979件のパブコメへ163ページの「考え方」、また「直接のご意見ではない」意見に対し53ページの「考え方」を公開している。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000198805>

これへの精査はこれからだが、一見して分かるのは、「設計の詳細については、工事計画の審査において確認します」との記述が多いことだ。審査の過程で明らかとなった、防潮堤の地盤改良工事など、多くの安全対策工事の詳細がいわば後回しにされている。しかし、「パブコメ」の機会は今回が最後なので、その工事の詳細について公に市民が意見をいう機会

が限られてしまうというのは問題であり、なにより宮城県の安全性検討会が、このように今後工事の詳細が明らかになってくる前に、「結論」をだそうという動きがあるのは看過できない。少なくとも、「工事計画」「保安規定」許可の過程で出される問題についても安全性検討会で議論すべきではないだろうか。

#### ○知事と宮城県安全性検討会座長へ 要望書提出

その検討会に対してだが、2月19日、「脱原発県議の会」と17の市民団体の連名で、「女川原発2号機の安全性検討に係る要望書」を、知事と検討会座長あてに提出した。その内容は2つあり、一つは、審査の過程で明らかになった「炉心損傷後に耐圧強化バントを使用した場合、基準の100テラベクレル(セシウム137の総放出量)を超える約360テラベクレルが放出される」という点に関して。そもそも、100テラベクレルまで放出していい、という基準自体が問題だとは思いますが、この要望書では、「フィルターバントで確実に事故を収束できるのか」「格納容器が壊れるよりはマシとして耐圧強化バントが使用された場合の、放射能の影響の再評価」について、安全性検討会では議論されていないので、しっかりと検証すること、および現状のままでは「合格」を受け入れることはできないとして、規制委員会に「合格取り消し」を求めること、を要望している。

もう一つは、高島武雄さん起草の「東北電力の水蒸気爆発に関する説明に対する意見書」だ。これは2月7日の第22回検討会で東北電力が提出した資料への意見書だが、高島さんはすでにパブコメでもこの意見書より詳しい意見を提出していた。東北電力の資料では、このパブコメでの疑問に納得のいくものとはなっていないため、今回「意見書」の起草となった。水蒸気爆発は、万が一発生すれば大きな被害になるので、今回の意見書をもとに、さらに検

証が必要ではないか。

いうまでもなく、安全性検討会の「結論」が、知事などの「地元同意」の根拠となる重大な責任を負っている。したがって、検討会はまずこの「要望書」に真摯に応えるとともに、拙速な結論を出すことのないよう、これまでの議論で生じた様々な疑問点について納得がいかない部分をうやむやにすることなく議論を続けていくべきである。第 22 回で外部有識者の成合英樹さんと呼んだように、今後は高島武雄さんなどの外部有識者も呼びべきだ。

### ○自民党が「県民投票条例案」を 審議させないという暴挙に！



一方、この 2 月宮城県議会では、昨年 11 万人の直接請求署名をもとに提出され否決された「女川原発の再稼働の是非に係る県民投票条例」が、「脱原発県議の会」の議員提案という形で提出された。今回は、前回『賛成』『反対』の 2 択では多様な民意を反映できない」という否決理由に対し、「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」も含めた 4 択にするなど、可能な限り議案が通りやすく工夫して臨んだ。

2 月 26 日には「県議と県民の対話集会」ももたれ、県議 10 人が参加していざ議会へ！と意思を固めたのも束の間、なんと 3 月 3 日県議会本会議の冒頭で採決が強行され、賛成少数で否決された。提案の趣旨説明も討論も質疑も委員会付託も“なにも無し”でいきなり採決するというのは前代未聞であり、議員が意見を述べる機会さえ奪い、議会の役割・機能を自ら否定する暴挙だ。採決の瞬間、傍聴席を埋めた県民から怒りと抗議の声が沸き起こったのも当然だった。

なぜ自民党はこのような暴挙にでたのか？ それ

はこの問題を正面切って議論することは県議にとってリスクが高いからだ。自民党の支持者の間でも、当然再稼働に反対、または県民投票に賛成の意見は少なくない。したがって、議会で時間をかけて審議され、この問題が焦点化されることは支持者の離反を招きかねないことから、できるだけ避けようという意識が働いたのは間違いない。

女川町議会でも、再稼働に反対の請願が 2 つ（町内外の市民団体）に対し、女川町商工会は賛成の請願を出すことができなかった。賛成の紹介町議員を見つけることができなかったからで「陳情」となったが、これも正面切って再稼働に賛成、という議員がいなかったことを示している。

今後、知事は「市町村と議会の意見を聞いて」判断するとしている。また、女川町長や石巻市長は、「3 ヶ月から半年は時間が必要だ」と言っている。そうした中、住民説明会や安全性検討会での議論をへて、6 月議会が最大の焦点となってくるので、今後数ヶ月、どのように運動を進めていくのかが重要なポイントとなっている。

### ○3.22「県民大集会」を 6 月に延期 そこまでの 3 ヶ月が勝負

2.26 の規制委員会の「合格」を受け、県議会での議論と並び、県民の声を挙げる場として設定された 3 月 22 日の「さようなら原発みやぎ県民大集会」（勾当台公園市民広場）と「神田香織さん講演会」（日立システムズホール）は、現下の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、実行委員会会議で延期することが決まった。また、女川町で予定されていた小泉純一郎元首相の講演会も同じ理由で延期された。このタイミングで声を挙げる場を失ったことは残念だが、しかし「地元同意」手続きの大きな山場となるとみられる 6 月議会（石巻市議会・女川町議会・宮城県議会）の前の 6 月中旬頃の開催を予定しているので、私たちはいかにしてそれまでの期間、再稼働を断念させるための運動を、創意工夫をもって進めるかが問われている。

街頭・議会・検討会・対東北電力・女川石巻現地行動・裁判・他地域との連携など、さまざまなチャンネルを生かし、県民の大きなうねりを巻き起こすよう、この 3 ヶ月の闘いに取り組んでいこう！

（風の会事務局 舘脇）

## 最近の気になる動き 83

# 2.26 合格の「女川2」だけが『被災原発』ではない！

2020.2.26 規制委は、女川 2 号機について「新規規制基準合格」との判断を示しました。今後の「再

稼働に向けた手続きの焦点は地元自治体（筆者注：宮城県・女川町・石巻市やUPZ自治体）の同意

に移る」<2.27朝日>とされ、村井知事は「6月の県議会で本格的な議論が交わされるという考えを示した。その上で、『県民の代表である県議会や全市町村長、県民向けの説明会の意見などを踏まえて判断したい』と話した」<同>とのこと。ここで、「県などは、規制委の審査とは別に有識者の検討会を立ち上げ、安全性を議論している」<同>と記者がわざわざ解説しなければならなかったように、村井知事は検討会の存在を積極的には言及しなかったようで、検討会の議論（結果）を重視・尊重する考えはないようです。一方、「県民の代表である県議会」は、3月3日の「脱原発をめざす宮城県議の会」が議員提案した再稼働の是非を問う県民投票条例案を、「議案提出に至る手順を問題視」して、即決で否決したとのこと<3.4朝日>。真正面からの議論を避け、広く県民の声を聞こうという姿勢すらなく（敢えて聞こうとせず）、「力づく・多数派の論理」で再稼働を推し進めるしかないという危機感の裏返し・焦りでしかないと思います。

それらの最新の情勢・情報から“周回（2～3周？）遅れ”の筆者としては、規制委や検討会に『被災原発』の意味を（今更ですが）改めて問いたいと思います。

新規制基準への適合性判断5項目のうち、2.26規制委審査書は、東北電力の変更申請（平成25年12月27日申請、令和元年9月19日、同年11月6日、同年11月19日及び令和2年2月7日補正。）の内容が、「（1）原子炉等規制法…第43条の3の6第1項第2号の規定…のうち、技術的能力に係る規定。（2）同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）。（3）同項第4号の規定（…位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして…基準に適合するものであること。）。」という3つの規定に適合しているかどうかを審査したもので、それらのうち『被災原発』に関わるものは（3）で、関連基準は「…位置、構造及び設備の基準に関する規則（設置許可基準規則）、同規則の解釈（設置許可基準規

則解釈）及び…火災防護に係る審査基準（火災防護基準）」の3つで、他に「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（地震ガイド）」が関連すると思われます。

付言すれば、「なお、本審査は、1号炉及び3号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しないことを前提としている。」<審査書3頁>との記載を忘れてはなりません【この点は、風の会・館脇さんがパブコメで指摘し、2020.2.26パブコメ結果の「別紙1」で真っ先に掲載され、有意義な回答を得ています！】。

そして、審査書の「Ⅲ 設計基準対象施設」において、「設置許可基準規則のうち設計基準対象施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。」<同頁>とのことですから、主に同項目が『被災原発』審査に相当する部分と思われます。

その内容は、建物については、東北地方太平洋沖地震等の地震とコンクリートの乾燥収縮が重畳したコンクリートの「ひび割れに伴う初期剛性低下」だけが問題で、「乾燥収縮ひび割れは…おおむね収束している」ことから、「今後発生し得る地震」や「基準地震動相当の地震」による追加の剛性低

1.1 敷地における地震観測記録

原子炉建屋の最大加速度値

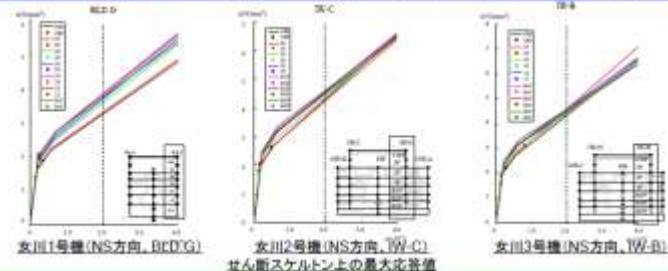
観測位置	観測記録			基準地震動Ssに対する最大応答加速度値(ガル)			
	最大加速度値(ガル)			NS方向	EW方向	UD方向	
	NS方向	EW方向	UD方向				
1号機	屋上	2000 <sup>※1</sup>	1836	1389	2202	2200	1388
	燃料取扱床(5階)	1303	998	1183	1281	1443	1061
	1階	573	574	510	660	717	527
	基礎版上	540	587	439	532	529	451
2号機	屋上	1755	1617	1093	3023	2634	1091
	燃料取扱床(3階)	1270	830	743	1220	1110	968
	1階	605	569	330	724	658	768
	基礎版上	607	461	389	594	572	490
3号機	屋上	1868	1578	1004	2258	2342	1064
	燃料取扱床(3階)	956	917	888	1201	1200	938
	1階	657	692	547	792	872	777
	基礎版上	573	458	321	512	497	476

※1 当該地震計の最大設定値(2000ガル)を上回っているため参考値  
 ※2 網欄は基準地震動Ssに対する最大応答加速度値を超えていることを示す

1.2 耐震安全上重要な建物・構築物の影響評価について

原子炉建屋耐震壁の最大応答せん断ひずみ

施設名称	方向	最大応答せん断ひずみ		評価基準	(参考) 基準地震動Ss	
		最大応答せん断ひずみ	評価			
女川1号機	NS方向	0.36×10 <sup>-1</sup>	ELD-G CRF	2.0×10 <sup>-1</sup>	0.65×10 <sup>-1</sup>	
	EW方向	0.35×10 <sup>-1</sup>	ELD-T CRF			
女川2号機	NS方向	0.49×10 <sup>-1</sup>	FW-C CRF			0.96×10 <sup>-1</sup>
	EW方向	0.28×10 <sup>-1</sup>	FW-4 3F			
女川3号機	NS方向	0.81×10 <sup>-1</sup>	FW-3 3F	1.15×10 <sup>-1</sup>		
	EW方向	0.18×10 <sup>-1</sup>	FW-2 3F			



下を考慮しても、「機能維持限界耐力及び終局耐力は、…復元力特性の各耐力を上回っていることが試験等により確認された」<33頁>ので“問題なし”ということです。

「女川原子力発電所における東日本大震災およびその津波の後の系統、構造物および設備の性能を調査するためのIAEAミッション[東北電力和訳版]」(2012年7月30日-8月11日:IAEAミッション報告書)によれば、「1号機および2号機のクレーン階のようないくつかのデータは、わずかに弾性限界を超えている。3号機の3階のデータは大幅に弾性限界を超えている。」と報告されているように、IAEA(国際原子力機関)は当然ながら女川1~3号機全てを『被災原発』として“平等”に検証しています(東北電力は、指摘された3号機の弾性限界超過理由を、2号機の安全性確認のためにも、きちんと説明する必要があります)。同じく、2011.9.29保安院:建築物・構造1-4-2「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による原子力発電所への影響検討について(建築物・構造、機器・配管系の地震応答解析結果)(東北電力(株)女川原子力発電所)」でも、3.11地震に対して女川1~3のデータを“平等”に提示・検証しています【前頁上:9頁、下:25頁】。このように、女川1~3全てを『被災原発』として“平等”に影響評価しなければ、真の安全性確保にはつながらないことは明らかです。

その後の2011.11.17保安院:建築物・構造4-3-1「東北電力(株)女川2号機及び3号機原子炉建屋 建屋シミュレシ

ョン解析について」では、2・3号機のデータを比較提示していますが(1号機は廃炉を覚悟して解析を諦めたため未掲載?)【下図上・3号機は15頁、下・2号機は33頁】、少なくとも3号機でも(2号機で注目を浴びた)「初期剛性低下」が同様に生じている(赤矢印)ことに鑑みれば、2号機で結論付けた‘以前の地震や乾燥収縮によるひび割れ’が原因なのかどうか、本当に「乾燥収縮ひび割れは…おおむね収束」と言えるのかなど、同じ『被災原発』である3号機のデータと(さらに、廃炉を決めたとはいえ、2号機の‘来たるべき老朽化’という先を見越した教訓を導くために欠かせない1号機データとも)比較検証する必要があることは明らかです。

2号機だけに集中した適合性審査では、『被災原発』としての被害実態・安全性を十分に検証したことにはなりません。

<2020.3.15完>

(仙台原子力問題研究グループI)

■ 女川3号機原子炉建屋のシミュレーションモデルの観測記録と整合する等価な剛性と減衰

号機 建屋	地震	方向	コンクリート層剛性の設計値に対する補正係数 (観測記録と整合する等価な剛性)		減衰
			オペフロ階(3階)・クレーン階	地下3階~2階	
3号機 原子炉 建屋	3.11	NS	0.3	0.85	0.07
		EW	0.5	0.85	0.07
	4.7	NS	0.3	0.85	0.07
		EW	0.5	0.85	0.07

▶ 4.7地震については、観測記録の傾向を踏まえて、3.11地震と同じシミュレーション解析モデルを採用している。  
▶ 「別紙の:女川3号機原子炉建屋 シミュレーション解析モデルにおける観測記録と等価な剛性と復元力特性」参照。

■ 女川2号機原子炉建屋のシミュレーションモデルの観測記録と整合する等価な剛性と減衰

号機 建屋	地震	方向	コンクリート層剛性の設計値に対する補正係数 (観測記録と整合する等価な剛性)		減衰
			オペフロ階(3階)・クレーン階	地下3階~2階	
2号機 原子炉 建屋	3.11	NS	0.3	0.75	0.07
		EW	0.5	0.80	0.07
	4.7	NS	0.3	0.75	0.07
		EW	0.5	0.80	0.07

▶ 4.7地震については、観測記録の傾向を踏まえて、3.11地震と同じシミュレーション解析モデルを採用している。

## 幻となった佐々木県議の「県民投票条例趣旨説明」原稿

みやぎ県民の声の佐々木功悦です。4.会派の提案者を代表して発議第1号議案、東北電力女川原子力発電所第2号機の稼働の是非に係る県民投票条例案について、提案理由の説明を行います。

この条例は、県民の生命・暮らし、子供たちの未来に重大な影響を与える東北電力株式会社女川原子力発電所第2号機の稼働の是非について、県民一人一人が当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、地域経済・地域社会の在り方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とするものです。特に、条例案第10条において

県民の多様な意思を反映するために選択肢を4択の投票方式に改めて提案をしております。

今回提案に至った理由、経緯について説明を申し上げます。

2018年秋、わずか2か月間で11万1743人も有効署名が集められ、昨年の2月定例議会に「女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例」の制定を求める直接請求が提出されました。その条例案が上程された宮城県議会2月定例会はかつてないほど注目を集め、連日傍聴席が県民で埋め尽くされ県内最大の課題として注目を集めました。しかし結果は、3月15日の県議会本会議において反対多数に

より県民投票条例案は否決されました。

この県民投票の署名活動には約1万人の有権者が受任者として参加されました。条例案が否決された後、多くの受任者から様々な意見が寄せられました。また、署名された方々からも様々な声が寄せられました。その多くは条例案の否決が残念だ納得できないという声です。

「県民の願いが踏みにじられた思いだ」「県民投票を実現したかった」「原発への考えを表明する機会が欲しかった」「原発についてみんなで考える良いチャンスだったのに」「決める前に県民の意見を聞くことさえダメなのか」「国策に反対するな！という政治の横暴ではないか」「東北に住んでいながら、福島第一原発事故を教訓にできないのは悲しいことです」等々の声でした。特に深く心に残る意見・感想がありましたので紹介します。それは、「住民投票否決は信念なのか」との見出し発言です。福沢諭吉の「学問のすすめ」に『一身独立して一国独立す』の文言がある。自己の信念による自律的な行動で、付和雷同を嫌う精神が「一身独立」である。否決された議員の皆さんは、自ら考えたうえで信念に基づく結論だったのか。東京電力福島第一原発事故から8年たったが、今も避難者は4万人を超え、明日も見えない生活を送っている。次は私たちが当事者になるかもしれない。議員は一人一人が独立して判断し、国にまつろわず、県民の信託にこたえるべきであったと思うと感想を述べられ大変感慨深いものがあります。こうした多くの県民の声・思いを無視することが私たち議員はできるのでしょうか。

昨日、経済産業省より村井知事に対し地元同意が求められたとお聞きしました。今回の原子力規制委員会での審査内容は、新規制基準に基づいて女川原発2号機の再稼働を遂行する技術的能力があるのかを主に書面上で審査し承認されたものであり、女川原発の安全を保障したものではありません。「東北電力が安全に運転すると言っているから安全だ」では済まされません。

安全神話が崩れた今、事故は起こるものとして考えなければなりません。原発による事故のスケールは他のどんな災害に比べても桁違いに大きいことは明らかです。再稼働に同意することを求められる県知事や立地自治体の首長の責任は極めて重いと覚悟

しなければなりません。現在、再稼働にあたり避難計画の実効性が問われていますが、本来住民の避難計画策定が稼働の前提となるような原子力産業は認めるべきではないとの問題提起もあります。また、稼働することにより増え続ける核のゴミ・高レベル放射性廃棄物の最終処分問題も全く先の見えない状況です。いずれ廃棄物を発生した県において最終処分まで引き受ける覚悟が求められると推察されます。原発稼働による利益だけを求めて不利益は他県での考えは、もはや通じない流れになっていると言わざるを得ません。

再稼働による負の遺産を将来に託すという重い判断を、知事や立地自治体首長だけに求めて良いのでしょうか。

県民が何よりも重視しているのは安全性の問題です。安全かどうかを判断して決めるのは、国策のために原発のリスクを受ける可能性がある県民が、女川原発の再稼働に伴うリスクについて、稼働の必要性を認めて『やむを得ないと考えるのか』安全性を優先して『受け入れられないと考えるのか』であり、県民投票条例は県民一人一人が判断してその意思を表明する機会を求めたもので主権者として当然のことです。多くの県民が求める県民投票条例は、間接民主制を補完すべき最良の選択と考えます。そもそも私たち県議会議員は主権者である県民一人一人の政治参加を否定できるのでしょうか。11万人を上回る県民の署名を重く受け止めるのであれば、どんな課題があろうとも県民が意思表示の機会を逸してしまうことのない判断を示す必要があるのではないのでしょうか。私たち議員は、県民の皆さんが県政のすべてを知事や議員に白紙委任しているわけではないことを改めて認識すべきと思います。

女川原発2号機の再稼働の是非は、県民一人ひとりにとって極めて重大な選択であり、県民の意思を問うた上で最終的に知事の判断が行われるべきです。

議員各位におかれましては、県民が自らの意思を県民投票という形で表明したいという声に、改めて再考を頂きご賛同賜りますようお願いの良識と賢明なるご判断をお願い申し上げます。

## 第22回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会（傍聴報告）

# ——水蒸気爆発や、竜巻も怖いですね——

2020年2月7日11時から「第22回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」が開催

されました。傍聴者は27名（午後は、20名）、報道関係者6名でした。翌日『河北新報』に記事が載

りました。

欠席委員は今村さん首藤さんでした。議題は「新規規制基準適合性審査申請について（重大事故対策：格納容器破損防止、その他の自然現象（竜巻）。その他：安全対策全般（自主対策）。」でした。資料は下記の宮城県原子力安全対策課 HP にアップされています。議事録は未だです。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/kentoukai.html>

印象に残った点だけ報告します。

●今回は、外部有識者成合英樹（筑波大学名誉教授・原子力熱工学）さんの特別参加があった。

### 1. 資料—2 水蒸気爆発関連

・「脱原発をめざす宮城県議の会」から2019年10月3日に「水蒸気爆発について」要望書が出されていたが、それへの東北電力からの回答があった。

（P2～）TRO I 実験についての東北電力の見解は、下記の通り。

① 引用文献の数値の修正は、していない。② 著者は、高い専門性を有す。③ 熔融物温度の記載は、妥当。実験者の論文でも温度測定に不確かさがあつたと記載している。④ 実機における水蒸気爆発の発生の可能性は、極めて小さいとの整理は適切。

●兼本さん・・・P12～15,20 「外部トリガーなしでは、液—液接触はなく固—液接触となり、水蒸気爆発は、発生しない。」は、分かりにくい。

●岩崎さん・・・p34 BWRの圧力容器下部は構造物が色々あるので、熔融温度が変わるだろうから、きちっと評価して欲しい。（電力は、工事計画で確認しながら進めると回答。）

●長谷川さん・・・p3～ 学生の博士論文なのでオーソライズ（正当化、公認）されているのか。（電力は、内容については誤りはないと回答。）

◎成合英樹さんのコメントですが、「1978年頃水蒸気爆発の論文を書いていた。2002年に千葉大を退職した。1996年頃韓国で、TRO Iの実験があつた。」等の話をされ、あとは実質的なコメントはなく、思い出話的に終始し、傍聴席から失笑を買っていた。（なんでこの様な方を外部から呼んだのか、疑問でした。）

### 2. 資料—3 格納容器破損防止対策の有効性評価に係る関連質問への回答

#### 資料—4 避難計画のために想定すべき事故事象の妥当性についての回答

・Cs（セシウム）137 放出量判断基準 100TBq（テラベクレル）が問題ないことの根拠について電力の説明

①福島事故では、Cs137 総放出量は1万TBq

で、100TBqは100分の1。

②100TBqであれば、最も高い所でも敷地内（ $1\mu\text{Sv/h}$ 以下）に留まる。（100TBqで本当に済むのかと思った。）

●岩崎さん・・・資料—3（p1）福島事故では30kmを超えて、長期避難の状況が発生している。UPZ30kmは逃げる必要のあることを、県の方々に認識していただきたい。

### 3. 資料—5 その他の自然現象（竜巻）

・竜巻に関して、ハザード曲線の求め方・考え方を説明して欲しいとのことで、電力は、下記の通り説明した。

① NRC竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にした。

② NRC竜巻ハザードに係るガイドラインにより竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。

③ 国内の観測記録に対して、発生数は、ポアソン分布、ポリヤ分布に適合する。

・（P4）確率的に求めた最大風速は、86.7m/s。（第16回安全性検討会の83.6m/sから大きくなっている。）左記及び日本の観測記録の最大値92m/s（結果千葉県茂原市でした。）をふまえ、保守的に100m/sとした。

○観測最大値92m/sは、襟裳岬から千葉県九十九里町以外であったな～との記憶で、ちょっと調べてみました。

・第16回安全性検討会（2019.4.23.）資料P10、P13に

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/736316.pdf>

関東平野に集中とあり、赤丸6個（F2からF3で風速50～92m/s）がありました。女川は影響ない？との事です。原子力規制委員会の資料では、第190回審査会合2015（H27）.2.3のP17に、北海道から鹿児島までの6件のF3がありました。風速はわかりません。

<http://www.tohoku-epco.co.jp/electr/genshi/safety/topics/pdf/20150203.pdf>

・電力より・・・米国では、120、150m/sが観測されている。

●竜巻は、分からないことがまだまだある。最近はや想外の豪雨などがあり、女川でも大きな竜巻が起こっても不思議ではないかとも思いました。

（2020.3.2.記 兵藤則雄）

「風の会 2020 会員のつどい」参加報告

## 多様な背景を有する会員による“つどい”～まったりと交流

2月15日(土)夜に開催された「風の会 2020 会員のつどい」には16人が参加し、2019年度の活動・会計報告と、2020年度の活動方針の検討・確認が行われた。

東北電力女川原発2号機再稼働の是非を問う住民投票条例案が提出される前後で行われた昨年2月の“つどい”では、11万1743人もの署名を得られた運動の成果があったばかりで、宮城県では、1972年以来、四十数年ぶり2度目という住民投票条例制定への期待が膨らんだ一方、はじめての経験のため、今後の成り行きがあまり想像できない航海に出たようなやり取りを記憶している。

普段、再稼働反対と意思表明している私たちだけでなく、再稼働の是非をめぐるっては、有権者の多くが、署名を通してこれまでとは異なるプロセスをはっきりと求めた。それはつまり、女川原発再稼働について、限られた首長による既成の同意手続きや、「規制基準には達しているけれど安全ではない」とかいう意味不明な原子力規制委員会の審査だけでなく、住民投票などの民意形成が必要と示した、画期的で、実現すれば県民による未来への主体的な意見表明の最たる機会であったように思う。

それから1年、議会勢力による数の論理で退けられ、さらには、原子力規制委員会の事実上の審査合格が出た直後の今年の“つどい”。議会勢力と民意の乖離が浮き上がる中、あきらめず、目標を見失うことなく、直近の女川原発再稼働阻止のための取組みを再構築していきたいと願い、“つどい”に参加した。

今年、故渡会先生の教え子だったけれど、はじめて風の会の“つどい”に参加した、という方。また、他にも縁故の方がおられ、渡会先生の授業では幽霊のようにボソボソお話しされていた、とお聞きし、えーっという驚きもあった。そして、県内各地で争われている放射性汚染廃棄物焼却についてのホットな話題を「船形山のブナを守る会」の芳川さんなど

からご提供いただいた。ご報告を聞いて今更ながら驚いたのは、農家が、農家が、と口実に焼却やすき込み(=再拡散)に走る県や市町村は、初期の対応が酷いと知った。未だに、肝心の汚染牧草などを農家の敷地に放置したままだったのだ。被ばく問題にも通じるが、初期に適切な処置を行わなかったり、そもそも測定や検査を怠っているために、問題がなかったかのように、もしくは、大きくしたりしている共通の構図を学ぶことができた。

視野狭窄に陥ることなく、女川原発2号機再稼働、つまり、女川町をはじめとする地域の未来をどう描いていくのかという舵取りを、今しっかりしなければならぬのだということあらためて感じた。

今年も時間をオーバーするなど、多様な背景を有する会員による“つどい”では、まったりと交流もできます。再稼働反対、と声に出せなくても、まずは“つどい”に参加してみませんか。

(2020年3月11日記 服部 賢治)



## 女川原発再稼働同意差止仮処分命令申立事件

第2回審尋期日について

弁護団 弁護士 松浦健太郎

### 1 はじめに

2020年2月12日(水)1時から、仙台地方裁判所にて、女川原発再稼働同意差止仮処分の第2回

審尋期日が開催されましたので、同期日で行われた審理についてご報告いたします。

## 2 債権者住民代表者陳述

まず、本期日において、原伸雄債権者団代表が意見陳述を行いました。

原代表から、まず、震災によって亡くなった友人・知人への思いに触れられました。その上で、債務者ら（県知事・石巻市長）が本仮処分手続において避難計画の実効性についての認否を拒否している態度については、避難計画の実効性を認めたことになること、実効性がない場合にそのままにしておけば、いざ避難する段階で渋滞等に巻き込まれる等という2次被害を受けるのは市民であるので、実効性のないことを一刻も早く市民に知らせるべきであること、なぜ避難計画に実効性がないことに県や市が気づけないのか、その原因をも究明すべきことが述べられ、実効性のない避難計画を温存したまま事故を迎えてはならないことは、大川小学校の最高裁判決の示すとおりであり、実効性のない避難計画を温存したまま再稼働を迎えることのないよう心からお願いをして結びました。

## 3 避難計画の実効性がないことに関するプレゼンテーション

債権者及び弁護士は、避難計画の実効性がないことを主張し、証拠として、県や市への質問書及び回答書等を提出しています。もっとも、字面だけでは分かりにくいということで、実際に、代表的な避難ルートを走行して映像を撮影し、地図や上空写真等をも用いて、避難計画の実効性がないことを実証した映像を上映して解説するというプレゼンテーショ

ンを行いました。その中では、多くの石巻市民が避難域時検査場所とする鷹木の森運動公園での渋滞の状況やシミュレーション、これも多くの石巻市民が行く仙台市青葉体育館周辺の交通事情、仙台市に次いで多くの市民が避難する大崎市へのルートでの渋滞の状況等を解説していきました。

## 4 裁判所からの確認事項

裁判所からは、①安全協定12条による事前了解の対象は何か（債権者：避難計画も含む）、②経済産業大臣の理解の表明の法的性質（債権者：知事個人が行う行為に法的効果はない）、③人格権侵害の判断枠組み、つまり人格権に基づき差止めが認められる規範（いかなるおそれ・蓋然性が要するか）、④深層防護第5層の読み方、⑤宮城県作成の「女川原子力発電所2号機に関する今後の手続について」についての読み方（債権者：避難計画は安全協定12条にかかってくる）等について質問や求釈明がありました。その上で、この質問事項への回答、⑥保全の必要性についてさらなる主張、⑦「避難計画の策定を再稼働前に果たしておくべき法的義務はない」という債務者の主張への反論等が債権者に求められました。

## 5 次回の予定

次回口頭弁論期日は、2020年3月17日（火）14時～仙台地方裁判所で開催されます。次回も非公開の手続で傍聴はできませんが、同日15時から仙台弁護士会館にて報告集会を開催し報告いたします。

# 大崎市 本焼却に向けて本格的に動き出す一いかに阻止するかー

女川原発2号機再稼働をめぐる動きは目まぐるしくなってきました。大崎住民訴訟は第8回公判が開かれました。大崎市では2月定例議会で汚染廃棄物の本焼却が予算化され、年度内、早ければ5月にも実施されようとしています。そうした状況にあるので、前号(2-104号 2020.1.20)に引き続き投稿いたします。

女川原発2号機再稼働については、規制委による正式合格がだされ、焦点は「地元合意」に移っていることは周知の通りです。県議会で議員発議による県民投票条例制定案が提出されましたが、審議の機会もなく否決されたことは、なんとも残念でなりません。県民の声を封殺しようとする県議会の責任は今後相当に重いものになっていくものと思います。同時に宮城県の民主主義の成熟度に疑問を禁じえま

せん。女川2号については他の方が報告するでしょうから、この程度に留めます。

わたくしたち「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」（船形山のブナを守る会も構成団体のひとつ）は、連絡会構成団体を中心に11団体で女川町議会に女川原発2号機の再稼働に反対する請願書を提出いたしました（2月18日提出、同日受理）。3月議会で審議が尽くせないということで、6月議会に回りました。なおその間は町議員全員で構成される原発対策特別委員会の扱いとなります。大崎市はUPZに隣接しています。女川原発に重大事故があったら福島第一原発の飯館村と同じ惨事に見舞われる可能性があります。ロケーションがきわめて似ています。静観するわけにいかないのです。そうしたことを理由に請願書を提出いたしました。



大崎住民訴訟は2月18日に第8回公判が開かれました。口頭弁論は終始原告側弁護団の主導のもと進められ、被告側大崎地域広域行政組合を追い詰めるかたちで展開されました。「漏れているのかいないのか? (ゼロか否か?)」焼却による放射能の放出を否定する被告に対し、裁判長は納得できる説明になっていないとして、あらためて書面による説明を求めました。なお、この公判で、訴えを試験焼却予算執行差止めから損害賠償請求に変更となりました(被告も同意)。次回の第9回公判は4月28日(11時~12時)となります。連休前の何かと落ち着かない時期ですが、どうぞ傍聴に足を運んでいただきたいと思います。公判は、原告側弁護団の努力で、日ごろ裁判に縁遠いわたくしたちにも分かり易いかたちになってきており、またその後に関催される弁護団による報告会でより理解を深めることができます。多数の市民が傍聴することにより、市民の関心の高さを裁判所に伝えることができるものと思います。

さて、汚染廃棄物の本焼却ですが、大崎市は、議会の全員協議会で本焼却実施の方針を示し、市議会で3億6千万円の本焼却の予算を通しました。実施は、準備が整い次第できるだけ早くと言い、早ければ5月にも開始という報道さえなされています。いよいよ本焼却が射程に入ってまいりました。正念場に差し掛かっています。なんとか阻止しないとイケません。今回はこの本焼却中心に論考したいとおもいます。

### ●本焼却の概要

400Bqを超え8,000Bq以下の放射性汚染廃棄物(農林業系汚染廃棄物 稲わら、牧草など)2,900トンを一般ゴミに混ぜて焼却(混焼)処分しようとするものです。地域内にある3焼却施設で7年ほどかけて混焼する。焼却灰は市内三本木にある最終処分場に埋立てます。管理型とはいえ、最終処分場は放射能を埋め立てるように設計されたものではなく、一般ゴミ用焼却灰施設の転用になります。上記2,900トンは大崎市が焼却処分しようとしている量で、他の大崎地域の美里町、涌谷町の方を含めると3,590トンにもなります。なお、大崎地域でも加美町(指定廃棄物最終処分場建設反対を町ぐるみで闘った町)、色麻町は混焼による処分はしない方針です。7年間もの間、とくに施設周辺住民は低線量被ばく、内部被ばくの危険と不安にさらされることとなります。試験焼却実施結果が設定基準値以下だったことをもって「問題なし」ということでは済まされない問題です。

大崎市、美里町、涌谷町の400Bq以下の汚染廃3,529トン(400Bq以下)はすき込み処分される方針です。大崎市議員全員協議会資料には、「農地への

すき込みの実証実験を行い、収穫した牧草は牛に給与できる数値であることを確認できたことから、令和元年度から本格的にすき込みを実施している」とあります。これは明らかにだまし討ちのような事後報告です。市民への説明がなされた形跡はわたくしの知る限りありません。焼却処分が影が薄くなっていることをいいことに、すき込みなら許される、市民に説明なしでやってもいい、ということにはならないのではないのでしょうか。せっかく集約したものを土中に戻してしまうというのは愚策です。何かのときに再び集めることが困難となります。まさしく拡散そのものです。低線量被ばくの危険性を軽視するだけでなく、行政として手続き的に問題があると思います。

### ●汚染廃の杜撰な管理 問われる市の不作為



「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」で大崎市鹿島台地区の汚染廃棄物の保管状況の視察を行いました。観て、ただ唖然! 杜撰としか言いようがない状態でした。これは管理ではなく「放置」です。

農家の敷地に野積みされ一部は牧草がフレコンバックからはみ出しているものあり、ビニールハウスに収納はされているものの、なかには破れたフレコンバックや内容物が散乱している、そんな状態なのです。一カ所整然と梱包し直しされ足場管で柵が設けられているものがありましたが、しかしそれは台風19号で流出したという住民の指摘で県が急きょ梱包・積み直ししたものだそうです。それは、見た目は整然としていますが、農道(市道?)脇にあり、だれもが容易に近づけるところなのです。線量は高く、私の線量計では0.3μSv/hを示していました。

これで、大崎市が保管場所、保管量をひたすら隠しまくって情報開示に応じないわけが分かります。大崎市に問い合わせれば「管理は県がやっているのだから分からない」、県に問い合わせると「廃棄物処理法にもとづき管理は自治体(市)が行っている」との回答で、どちらもなすりあいなのです。要はどちらでも管理はされていない、或いは管理どころか実態の把握さえできてない。正に放置状態なのです。これはいったいどういうことかと考え込まれました。

事故発生時の初動の間違い（本来なら住民から引き離して公有地などに集約すべき）、その後の不作為（保管農家に押し付けたまま一切対策を講じてない）が指摘されて当然で、行政としての責任を追及されて然るべきではなかろうか。行政は焼却処分の口実にいつも保管農家の負担軽減を持ち出します。保管農家の負担は行政が作り出したものにほかならないのです。この実態が明らかになるにしたいが、この不作為は恣意的に、燃やすことに誘導するために、作り出されたものではないか、という疑問さえ湧いてきています。われわれは引き続き執拗に保管場所・保管量の情報開示を求め、そこで明らかになる行政の過失・不作為の責任追及をしていかなければいけないと思っています。

### ●いかにして阻止するか

大崎市は住民福祉の向上どころか、あろうことか住民を追加被ばくさせる方向に向かっていきます。焼却に伴い煙突からの放射能の漏洩は市民の調査により明らかになりました。住民訴訟はそれを争点に争われています。本焼却阻止には住民訴訟を勝訴する必要があります。そのためこの混焼が内包する危険性、不可視化政策の誤りを、市民の力で暴くことで、闘いつづけることが重要です。しかし、住民訴訟一本に賭ける闘いを司法頼みに限定するわけにはいきません。市民の力で、いかにして阻止するかを、あらゆる手立てを模索し実行していかなければいけない、そんな切羽詰まった時期に差し掛かっているとの認識に立っています。

1月25日に大崎市住民相手の説明会が大崎市と大崎地域広域行政事務組合により開かれました。そこでは推進なのか皮肉なのか分からない保管農家からの発言が一件なされましたが、他の多くの意見は反対や安全性に対する不安・疑問でした。「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」に加盟している9団体以外の市民の方々からも多くの意見が述べられま

した。そこで新しい試みとして、そうした人たち（発言した人たち）に集まってもらい、意見を述べ合うことを中心にした住民意見交換会を開こうということになりました（2月29日開催）。それは期待通りのかなり内容的に充実したものとなり、その場でこれから継続的に同様の集まりをもつというこの確認ができました。わたくしたち「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」は、そこを足場として市民の意思による本焼却阻止へ決定的な運動の構築を進めたいと願っています。どういう方向か、それはいままだ絞り込まれた形になっておりませんが、たとえばリコールをイメージしていただきたいと思います。リコールという手段は今回はちょっと難しいところもあり（市長の選挙公約は焼却処分）、そちらに向かうことはないと思いますが、同様な手段をもって、まさに住民の意思で政策変更をさせることを模索しています。



## 『ふるさとを返せ』福島原発避難者訴訟控訴審 仙台高裁判決

### 耳に残った「原発さえなければ」

3月12日仙台高裁で、福島原発避難者訴訟の判決が有りました。

コロナウィルスの影響で傍聴券抽選のリストバンドの配布は高裁玄関前の外で行われ、傍聴席の数も座席の間隔を空けるためか19席に減りました。

裁判は14時から始まりました。傍聴券の抽選に外れたためテレビカメラマン等のマスクミヤや支援者の皆さんと共に、高裁前の三角公園で判決の行方を

見守っておりました。

14時30分を過ぎた頃でしょうか、裁判所から出てきた原告団と弁護団の皆さんの姿を見つけ、垂れ幕には確かに「勝訴・原判決を克服」の文字を確認し、ともに拍手で出迎えました。

これまで数回に亘り、仙台高裁での避難者訴訟の裁判を傍聴させて頂きました。原告の皆さんの訴えや寺西俊一教授と関礼子教授の証人尋問で伺った一

一つの審理の積み重ねが今回の判決に繋がったことを思うと、都合がつく限り避難者訴訟の傍聴に足を運びこのような判決を迎えることが出来、良かったと思いました。

報告集会で配られた原告団・弁護団共同声明によれば、『1. 本件訴訟の位置づけ』という項目の中に、請求内容は財物損害(居住用不動産と家財)の他に、①避難生活による精神的苦痛に対する(避難慰謝料)と②地域生活利益を中心とした生活と生産の諸条件が破壊され地域の共同性が奪われたことによる有形無形の損害と精神的苦痛に対する(故郷喪失慰謝料)を含むとされ、金額では表すことの難しい避難者の皆さんの想いを裁判の場を通じてどう訴えていくのかが、津波対策の問題等東電の加害責任追及と共に、この裁判の焦点になったのではないかと思います。

報告集会に於いて感想を述べる早川篤雄原告団長の嬉しそうな表情を拝見しましたが、これまで訴え

てきたことが報われた喜びと、奪われた地域と生活を取り戻していく決意が述べられました。また判決では原告側の主張が認められたとはいえ、認められた金額は原告側が主張していた金額とは程遠いものでした。賠償金額よりも原告の主張が認められ避難者の気持ちに寄り添った判決に、これでやっとこれまでの長き戦いに終止符を打てると安堵されたのかな、と察しました。今後も生業訴訟など各地で様々な裁判が続きますが、東電には判決を実行して貰いたいと思います。

帰り際に原告のおひとりの金井直子さんに「今晚ゆっくり休めますね」と声をかけたところ、「とりあえず」という言葉が返ってきました。避難者のおひとりが「原発事故さえなければ」ではなく「原発さえなければ」とおっしゃった言葉が、耳に残っております。(S)

## 宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める『宗教者核燃裁判』提訴へ

福島過酷事故9年を目前にした3月9日、表記の(正式には『宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判』)訴訟を東京地裁に提起する。本紙掲載時には事後とはなるが、その提訴に至る経緯、また本訴訟の特徴やねらいを略記したい。

### ○『原子力行政を問い直す宗教者の会』が呼びかけ

1993年に結成した同会の宣言文にはこう記す。「今まさに自他の一切のいのちが破滅の淵にあるこの現実を直視し、その根本的具体的解決のために祈り行動しよう。」「私たちを日々苦悩させる原子力犯罪の総もとじめが『国の行政』であることに照準を定め、今後訴え続けていこう。」

同年に六ヶ所・再処理工場が強行着工され、高速増殖炉『もんじゅ』の初臨界も迫っていたこの時、その動向を憂える全国の異なる宗教者・信仰者が集まり、会結成となった。爾来四半世紀を超え、事態は「破滅の淵」から「破滅のはじまり」に突き進んでいる。

会では当初から、この国が国策として推進する原子力行政の本丸が核燃施設にあることを見定めてきたが。此度、全国に募集し呼応した約二百名で原告団を組織し、核燃事業者(日本原燃)を被告に、その差し止め(廃止)を求め、東京地裁に打って出るようになった。

### ○司法への働きかけとして

それは2018年の全国集会の折り、福島事故後も

なお政府寄りの司法判断が続く中であって意見が提起された。最高裁への申し入れ行動というイメージではあったが、その後原発訴訟に関わる弁護士グループとの懇談を経て、それは提訴の形で行うほかないのでは、という流れとなった。

そして、数度の世話人会での協議の上で、提訴の意義を確認し、その骨格をまとめ、原告募集の呼びかけや事務態勢を整えることになった。その間、会の事務局世話人を中心に弁護士との接触を重ね、訴状を練り上げ、提訴の段階に至った。

もちろん、今後訴訟を維持していくには、その論点整理や事務発信管理等、態勢的な課題も少なくない。さらなる原告の募集と共に、運営や資金面でのサポーターの存在も欠かせない。そして何よりも、狭い意味での「宗教者」の枠組みや特定の信教の有無すら超え、世間的な関心と呼び共感の輪が広がっていくことを大いに期待したい。

### ○核燃事業の反倫理性を主張の柱に

では、本訴訟の主な論点、またその特徴やねらいを述べれば。①原子力法制の違憲性(主権者の人格権等が侵される点) ②核燃事業に於ける危険性や軍事転用の問題 ③使用済み燃料や放射性廃棄物を後世に残す問題 ④労働者ヒパク量を増大させる問題 ⑤地震津波等による事故確率の高さ ⑥事故時に於ける汚染規模が空間的・時間的に及ぼす甚大性 ⑦耐震安全性に於ける欠陥、等。

これらはいずれも、これまで何度も指摘されては

きたが。科学技術論争ではなく、事業遂行に於いて避けられない反倫理性を、宗教者・信仰者の立場から特に問題にしていきたい。

その意味で、ドイツの保守政権が、福島事故直後の時期に於いて、宗教者を含む「倫理委員会」による報告を尊重し、脱原発政策の実行に転換させた事実は、大いに示唆的に受け止めている。端的に言えば、未来に対する責任、であろうか。

## ○東京地裁へ提訴、という意味

提訴準備に当たっては、青森地裁で久しく係争中の「核燃行政訴訟」との同異についても議論された。今般は、核燃や原子力政策の動向に対する現状把握や基本見解を共有し、その先行訴訟には敬意を払いつつも、上記の独自のアプローチで臨むことになった。その上で、決して競合することなく、むしろより幅広い観点から関心を喚起し、互いに相乗効果を得ることができれば、と考える。そして、東京地裁へ提訴、に込めた思いも、この先行訴訟との棲み分けにも関係する。

加えて、本訴訟が被告事業体の地理的所在を問題にするのではなく、この国の原子力行政の中核たる核燃事業の本質の意味を問うべく、そのいわば「震源地」東京で、全国に散在する宗教者・信仰者の思いを結集させたい、という構想に基づく。当然ながら原告適格に関しても、事故時の距離数の次元でないことを踏まえて、ではある。

(2020.3.6. 梅森寛誠)

## 【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

### ●3.22 さようなら原発みやぎ県民大集会 「延期」のお知らせ

3月22日に予定しておりました「さようなら原発みやぎ県民大集会」(勾当台公園市民広場)と「神田香織さん講演会」(日立システムズホール)は、現下の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、3月1日(日)開催の実行委員会の会議で話し合った結果、「延期」することといたしました。集会開催の趣旨は女川原発の再稼働を許さないために県民の世論を集める事でしたので、集会中止も規模縮小での開催も選択肢としてはありませんでした。但しこれは「開催中止」ではなく「延期」であることを皆さんの共通理解にしていだきたいと思えます。～(略)～女川原発2号機再稼働を許さない闘いを共に進めてまいりましょう!

(さようなら原発みやぎ県民大集会実行委員会)  
※同様に、3.28 小泉純一郎氏講演会@女川も「延期」になりました。

### ●脱原発みやぎ金曜デモ

2月28日以降の「金曜デモ」は、新型コロナウイルス肺炎(COVID-19)の感染蔓延が懸念されるため、3月末まで中止になりました。再開の時期は現在検討中です。決まり次第お知らせします。

みやぎ金曜デモの会(代表 西 新太郎)

(090-8819-9920 電話は20時~22時まで)

[https://twitter.com/miyagi\\_no\\_nuke](https://twitter.com/miyagi_no_nuke)<http://twipla.jp/events/27716>

e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com

### 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

第9回公判 4月28日(火)11時~12時

仙台地裁(終了後 報告集会予定)

### 女川原発再稼働同意差止め仮処分命令申立

第4回審尋(非公開) 仙台地裁405号法廷

4月28日(火)15時~16時

報告集会16時から仙台弁護士会館(予定)

#### 【もくじ】

- 原子力規制委員会の女川2号機「合格」に抗議する! ……1
- 2.26合格の「女川2」だけが『被災原発』ではない! ……2
- 幻となった佐々木功悦県議の「県民投票条例趣旨説明」原稿 ……4
- 水蒸気爆発や、竜巻も怖いですね ……5
- 多様な背景を有する会員による“つどい”~まったりと交流 ……7
- 女川原発再稼働同意差止め仮処分命令申立事件・第2回審尋期日について ……7
- 大崎市 本焼却に向けて本格的に動き出すーいかに阻止するかー ……8
- 耳に残った「原発さえなければ」 ……10
- 『宗教者核燃裁判』提訴へ ……11
- インフォメーション ……12

#### 【別冊もくじ】

- 女川2「連続運転期間延長」は“まともな判断”? ……1
- 「生業」福島原発訴訟控訴審が結審 ……5
- 原子力規制庁、東北電力東京支社《連続抗議行動》 ……6
- 女川2号機再稼働撤回を求める申入れ書 ……7
- 女川原発アラカルト ……8
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……11
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……12